

## 国際郵便を利用したMDMA等密輸入事件の告発について

横浜税関は、神奈川県警察本部薬物銃器対策課、山手警察署の協力を得て、フィリピン共和国からの国際スピード郵便物を利用したMDMA等密輸入事件について、平成19年8月24日、名宛人のフィリピン人女性1名（神奈川県内居住）を関税法違反（輸入してはならない貨物密輸入未遂）で横浜地方検察庁に告発しました。

### 記

#### 1. 事件の端緒

東京税関 東京外郵出張所の輸入検査で発見。

#### 2. 事件の概要

犯則けん疑者は、法律で輸入してはならない貨物になっている

N・ $\alpha$ -ジメチル-3・4-（メチレンジオキシ）フェネチルアミン

（別名MDMA）を含有する製剤

5錠

4-ブロモ-2・5-ジメトキシフェネチルアミン

（通称2C-B）を含有する製剤

5錠

をフィリピン共和国から日本に不正に輸入することを計画し、同共和国在住の知人に依頼して国際スピード郵便物1個内に上記MDMA等を隠匿のうえ犯則けん疑者あてに差し出させ、国際郵便路線を利用して日本に輸入しようとしたのですが、平成19年7月30日、東京国際郵便局内輸入郵便物検査場における税関検査により発見され、密輸入未遂となったものです。

#### 3. 罰 則

関税法第109条第3項、第1項（輸入してはならない貨物密輸入未遂罪：7年以下の懲役若しくは、3千万円以下の罰金又は併科）

※ 輸入してはならない貨物（関税法第69条の11第1項第1号）